

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等に係る適切な対応

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、「日本再興戦略」に掲げた農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

- (2) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- (3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

2. 我が国の農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、今後取りまとめられる「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」において、総合的かつ具体的な対策を早急に講じること。

3. 経営所得安定対策及び日本型直接支払制度の確立

- (1) 経営所得安定対策の平成 26 年度以降のあり方の検討に当たっては、真に農業者の経営安定に資する制度とするために、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、農業者等が安心して農業に取り組むことができるよう、制度を法制化し、十分な周知・移行期間を設けるとともに、事務手続の簡素化を図ること。

- (2) 日本型直接支払制度の導入に当たっては、都市自治体及び農家等の負担軽減を図り、取り組み易い事業とし、現行制度からの更なる充実強化を図ること。

また、新制度の基礎となる農地等に関する情報の整理を促進すること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。

- (2) 人・農地プランを法制化するとともに、作成手続の簡素化を図ること。

また、「新規就農・経営承継総合支援事業」及び「経営体育成支援事業」の対象要件を緩和するとともに、制度の充実を図ること。

- (3) 農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。

また、農業者年金（経営移譲年金）について、特定処分対象農地等の使用収益権を移動した場合の支給停止措置を廃止すること。

5. 6次産業化等の推進

- (1) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業・農村の6次産業化を促進するための財政支援措置の拡充を図ること。

- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施設等の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。

6. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ

円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

また、地域の実情に応じた事業メニューの拡充や補助要件等の見直しを行うとともに、より一層の財政支援措置を講じること。

- (3) 被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

また、災害査定に係る事務負担の軽減及び事務手続きの簡素化を図ること。

さらに、農地の災害復旧事業について、離島における復旧限度額の引上げ等を行うこと。

7. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

- (1) 中山間地域の財政支援措置の充実強化を図ること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

- (2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

また、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については、平成 26 年度以降も継続すること。

- (3) 次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する「世界重要農業遺産」に対する助成制度を創設すること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」を平成 26 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充するとともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

また、個体数抑制に向けた捕獲活動を集中的かつ円滑に実施するため、捕獲従事者の負担軽減を図ること。

- (2) 野生鳥獣による生活環境、農林業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。
- (3) 住民に被害が及ぶ恐れがある場合等の緊急時において、より柔軟な対処が可能となるよう、鳥獣保護法及び銃刀法等の関係法令の見直しを行うとともに、関係機関と連携した横断的な体制を構築すること。
- (4) 猟銃の所持許可手続きに係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保すること。

9. 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産関連施設の整備や維持管理に係る支援措置を拡充すること。

10. 食の安全・安心確保対策の推進

- (1) 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策の強化を図ること。
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）対策については、消費者等へのリスクコミュニケーションを徹底して行うとともに、国内の生産農家や関連産業に影響を及ぼすことがないように適切に対応すること。

11. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

12. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、経営環境の変化に対応した生産者等の経営安定と所得の向上を図ること。

- (1) 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

- (2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、共済対象品目の拡充を図るなど価格安定対策の更なる充実強化を図ること。
- (3) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援の充実強化を図ること。
また、農作物等の病虫害対策を強力に推進するとともに、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発及び技術指導者等の育成支援の充実強化を図ること。
- (4) 施設や設備の老朽化が著しい公設地方卸売市場の修繕・整備に必要な財政支援措置を講じること。

13. 都市農業振興施策の充実

- (1) 都市農業が有する多面的機能を強化し、農業経営の多様化に対応するため、農振農用地区域で認められる土地利用の要件を緩和すること。
- (2) 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例等、税制上の措置の拡充を図ること。

14. 再生可能エネルギーとしてバイオマス利活用の推進・普及を図るため、財政支援措置を拡充すること。

15. 農業産出額については、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。
また、調査項目に鳥獣被害を追加すること。

16. 東日本大震災関係

- (1) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

また、地域の中心となる経営体への農地集積等が円滑に実施できるよう、弾力的な復興支援を行うこと。

- (2) 集落営農の法人化を進めるに当たっては、農業者等が取得した農業用機械・施設の譲渡に係る所得税を免除するなど、必要な財政支援措置を講じること
- (3) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。